令和5年度第3回 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会

令和6年1月31日(水) 神奈川県中小企業共済会館

開会

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回神奈川県ギャンブル等依存症対 策推進協議会を開催いたします。私は、本会議の事務局をしております、神奈川県健康医 療局保健医療部がん・疾病対策課の淺岡と申します。議事が始まるまでの間、進行を務め させていただきます。着席したまま失礼させていただきます。

はじめに、事務局から何点かご案内させていただきます。本日は対面での開催としておりますが、一部の方は業務の都合でオンラインでご出席いただいております。オンラインで参加されている方、聞こえておりますでしょうか。もし聞こえていれば、手を挙げていただけると助かります。大丈夫そうですね。本会議の委員におかれては、ご発言の際は事務局がお持ちするマイクを使ってご発言いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。また、本日の議事録作成のために、発言は録音させていただいております。あらかじめご承知おきください。

続いて、会議の公開についてです。事前に当会議開催の予定を周知しましたところ、2 名の方が傍聴を希望されております。これより先、傍聴させていただきたいのですが、ご 異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

異議なしということでよろしいですか。それでは、この後、傍聴の方にご入場いただき たいと思いますが、傍聴の方が遅れていらっしゃるそうですので、お二人が見えたら、こ ちらに入っていただくようにいたします。

本日の議事録ですが、委員の皆様にご確認いただいた上で、本県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の第9条に準じる形で、県のホームページに掲載したいと存じます。よろしくお願いいたします。

続いて、お手元の資料を確認させていただきます。まず、一番上に次第がございます。 その次が委員名簿となっております。その後、資料1から3、あと、参考資料として同じ く1から3となっております。それと、先ほど全国ギャンブル依存症家族の会神奈川の方 がお配りした封筒とクリアファイルに入った資料がございますので、よろしくご承知くだ さい。何か資料がない方はいらっしゃいますでしょうか。進行の途中でも、もしないよう だったら手を挙げていただければ資料をお持ちするようにいたします。

続いて、本日の出欠状況になりますが、委員総数29名中、出席が22名、うち代理出席が 3名、欠席者が4名となっております。また、北里大学病院朝倉委員、県立精神医療セン ター小林委員の代理として平野様、県都市衛生行政協議会大井委員、保健福祉事務所等所 長会阿南委員、県立学校長会議河合委員の計5名の方がオンライン参加となっております。 過半数を満たしているということで、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、本会議は有効に成立していますことをご報告申し上げます。出席者は、先ほどの名簿のとおりとなります。

それでは、これから議事に移りたいと思いますが、議事は設置要綱に基づきまして樋口 会長にお願いしたいと思います。樋口会長、それではよろしくお願いいたします。

議題

(1) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定計画案(パブリックコメントの結果) について

(樋口会長)

樋口でございます。どうぞよろしくお願いします。それでは、次第に沿って進行いたします。議題の「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定計画案(パブリックコメントの結果)について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局より説明】

※ 説明中に傍聴者2名入室

(樋口会長)

まず、丁寧なご説明ありがとうございました。それから、事務局は101件のパブコメに対して丁寧に対応いただきまして、本当に感謝いたします。ありがとうございました。それでは、質疑に移りたいと思いますが、委員の先生方等、何かございますでしょうか。この中にいらっしゃる先生は手を挙げていただけばすぐ分かりますが、Zoomの方の場合は少し見づらいものですから、もし挙手があったりしたら、事務局のほうで教えていただければ私のほうで指名したいと思います。それでは、いかがでしょうか。朝倉先生、お願いします。

(朝倉委員)

ありがとうございます。北里大学の朝倉です。今のパブリックコメントへの返答と対策 については、今からご意見を言うことはできるのでしょうか。

(事務局)

この場でご意見等頂ければ、その内容を踏まえて対応させていただこうと思います。

(朝倉委員)

ありがとうございます。では、そちらについての意見を幾つか言えればと思います。1つは、計画の中に支援者の記載をという話で、病院の記載をしてくださるということでしたが、例えば、今回参加されている家族の会とか、中間施設に関しては今回参加されているところだけではなくて、少なくともポータルサイトにあるような伝統的な中間施設については記載できたらよいのではないかと感じております。もう一つは、GAやギャマノンについては細かく載せることは難しいかもしれないですが、ホームページのURLを載せるぐらいはしてもいいのではないかと考えました。

(樋口会長)

朝倉委員、1つだけ質問があるのですが、回復支援施設のようなものに関しては、神奈 川県の中のものだけでしょうか。

(朝倉委員)

県内のものだけです。かながわ依存症ポータルサイトに載っているものは、県内にあるものの中で何年か、幾つか基準があったと思いますが、ある程度伝統のあるものだけが載っているので、少なくとも伝統的な施設については載せてもらってもいいのではないかと考えております。

(樋口会長)

わかりました。では、朝倉委員、もう少し続けてください。

(朝倉委員)

では、続けます。あと、横領、窃盗、闇バイトを起こし得るみたいな話について、横領、窃盗、闇バイトというのは、今の時勢なのかもしれないですが、非常に多いものです。例えば家庭内問題とか、計画案の中に、社会問題を起こし得るものであるから大切なのであるみたいなことが書いてあったと思いますが、そこに、横領、窃盗、闇バイトというふうに、先ほどパブリックコメントであった文言を載せてもいいのではないかというのがもう一つの意見です。

そして最後に、財政がなかなか厳しいので、財政的支援が難しいことについては、それはそうだろうなとは思いながらも、明記していただくのか、別の形なのか分からないですが、個人的には、例えば、県内の会議室であるとか、行政の会議室であるとか、そういった施設の無料貸出などであればお金はかからないので、研修や講師派遣といったもののほかに、公的施設の無料貸出等について計画できるといいなと思いました。自助グループへの支援という点で、そういうところを計画などに盛り込むことがもしできたら少しいいのではないかと感じております。最近、自助グループは教会での開催が結構難しくなっていて、実際無料のところもあるかと思いますが、市民会館とかそういったところを使っているケースが多いので、ちょっと感じました。以上、3つです。

(樋口会長)

では、事務局、お答えください。よろしくお願いします。

(事務局)

県の精神保健医療担当課長の渡邊でございます。座ったままで失礼します。まず、1点目にご質問のございました支援者の連絡先については、先ほどご説明でも触れさせていただいておりますが、計画本体の一番最後に、専門医療機関については具体的にお名前とご連絡先を掲載したところでございます。あと、委員からご提案のありました支援者、自助グループ等々、個別の連絡先については、現状、専門医療機関を載せた1個前のページにQRコードを入れてポータルサイトをご案内させていただいているところでございます。

計画本体に一つ一つ団体さんのご連絡先をお載せするのがいいというご趣旨だったかと思いますが、数もそれなりにあろうかという部分と、多少ご連絡先が変わったりという部分もあり、今どきはスマートフォンをお持ちの方も大変多いので、できればこのポータルサイトで情報提供させていただいて対応できたらいいのかなと、我々としては考えたところです。このあたりは委員の皆様のご意見も伺えたらと思っております。このポータルサイトのご案内を、例えば、計画の中でももう少し目立つようにするとか、冒頭でちゃんと触れるとか、そういった工夫はやってもいいのかなと考えているところでございます。このあたり、委員の方のご意見も伺えたらと思っております。

それから、先ほどのパブコメの整理の中で、スライドの9ページの記載です。「ギャンブル依存になると、横領、窃盗、闇バイトなど犯罪に結びつくことも多い」というところを計画の本文に入れられないかということですが、このあたりは、逆にエビデンスというか、その辺がはっきりしているのかどうか。素案の段階の議論のときにもあったかと思いますが、例えば、生活保護のデータをお載せすることで、何となく生活保護の方がギャンブル依存になってしまうみたいな誤解があるということで削った経緯もあった中で、ギャンブル依存の方が、特にこういう犯罪行為に結びつくことを計画に書くことが適当なのかどうかというあたりも、ぜひ皆様方のご意見を伺えたらと思っております。

それから、3点目の施設の貸出の件でございますが、従前からそういったご要望を頂いているのは十分に承知しているところでございます。ただ、公的な施設といいましても、県の施設のみならず、市町村の施設であったり、ほかにも公的な施設がございますが、そういったところをすべからく無料でということは、施設によって、例えば利用料金を減免するような仕組みがあったりするかと思いますので、そのあたりを網羅して計画に書き込むのは正直難しいと考えております。ただ、もちろんグループの皆様方の活動の場ということで、そういった扱いがあると非常にありがたいというようなことは、意見としては承知しております。計画の本体にそのことをきちんと書き込むのは難しいところがありますが、今回の計画の中では市町村との会議の場を設けるといったことにも触れておりますので、そういったところで皆様方の活動場所のご提供についてご協力を呼びかけていくことはしっかりやっていきたいと考えています。

すみません、皆様に投げてしまい、あまりお答えになっていない部分もあって申し訳ないですが、以上でございます。

(樋口会長)

ポータルサイトの件、犯罪の具体的な名前のこと、それから貸出の話で、事務局からそ ういう話がありましたが、朝倉委員、いかがでしょうか。

(朝倉委員)

ありがとうございます。まず、第1に犯罪の点については、既に多重債務、家庭内暴力、 自殺、犯罪等と書いてあるので、ここに具体の内容が書かれたとして、大きくスティグマ を助長するのかというと、そうではないのではないかと思います。ただ、その一方で、具体に書くことにどれぐらい意味があるのかという点は、皆さんのご意見を聞きたいと思います。実際、横領があったり、何かそういった金銭的なトラブルがあった方で、病院に同僚や本人さんが来たときに、もともと結構詳しい方がいて初めて、ギャンブルの問題ではないかとか、ギャンブルの影響ではないかと言われていらっしゃったというのが、すごく多いわけではないですがそれなりにいるので、具体的なものも多少書いていたほうがいいかなと思っています。ただ、ほかのことも多重債務とか自殺とまとめてあるので、わざわざ犯罪だけ細かく分ける必要があるかというと、皆さんのご意見も聞ければと思います。

それ以外の点については、もう一つ、支援者の名前について全部書けないのでポータルサイトをというのはそうだろうなと思いながらも、ポータルサイトがあまり活用されていないという実感があります。例えば、いらっしゃる患者さんで、ギャンブラーズアノニマスを調べたことがあるという方はそれなりにいるのですが、ポータルサイトを見て来ましたという方と、ポータルサイトで自助グループを調べましたという方は、まだ一人もお会いしておりません。そういったことを踏まえて、ポータルサイトについて何か目立つような形で、すみません、案のほうでポータルサイトのところを確認していないのですが、病院とか自助グループ、中間施設が調べられるように分かりやすい形で載っているといいかなと思います。それについては病院の名前なんかもあえて載せないで、例えば、専門病院についてはポータルサイトをお調べください、自助グループについてはポータルサイトをお調べくださいみたいな形で、全てポータルサイトをお調べくださいと載せてしまうほうが、むしろ病院名を載せるよりもポータルサイトを利用することに人を誘導できるのではないかと感じております。以上です。

(桶口会長)

事務局から何かお話はありますか。もしなければ、委員の先生方からお聞きしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。まず、最後のポータルサイトについては、今、病院名を載せた形にしておりますが、それをどうするかを含めて、今は本当に最後までページをめくっていかないとポータルサイトのアクセス先が分からない、計画の中では少しポータルサイトに触れていますが、確かにポータルサイトでそういう情報を得られるというのが分かりづらい部分がございますので、そのあたりを工夫させていただくことと、当然ポータルサイト自体の周知も引き続きしっかりやりたいと思います。そのあたりは、少し工夫させていただければと思います。

犯罪のところは、そういう例示として載せるべきかどうかというのは、皆様方のご意見 も頂戴できればと思います。

(樋口会長)

いかがでしょうか。それでは、先にどうぞ。

(近藤委員)

KーGAPの近藤と申します。以前、データで生活保護の受給者のことが出ていて、あそこだけ非常に分母が大きかったような記憶が残っていて、分母が小さい情報は幾つか出ていたと思うので、エビデンスというわけではないですが、アンケート調査のような形で、ギャンブル依存の施設の中でどのような犯罪に手を出したことがあるかとか、そういうことをまとめることはできると思います。ただ、それを公表するのは非常にリスクがあると思うのです。匿名でやるにしても、そこでやはりイコールギャン中というと犯罪者みたいなスティグマを生みかねないですが、それでもなお、周りの人を不幸にしていく病気ですから、啓発する意味は高いと思います。本人より周囲の方が苦しんでいることが多いので、そこはやはり犯罪に結びつくということを。保護観察所から回ってくる、一部執行猶予事業のような自立準備ホームというのがあるのですが、横浜の保護観察所からそういう案件があるのは年に1人いるかいないかぐらいです。ただ、表向きの罪名よりも、実際その背景に何があったかというところにもうちょっと焦点を当てていければいいのかなというのが率直な感想です。

もう一つ、ポータルサイトのことですが、先ほど朝倉先生がおっしゃっていたような感じで、だだっと羅列ではなくて、ギャンブル依存はギャンブル依存の施設として、ほかの施設とは別にそういうコンテンツをつくっていただけたらいいなと思いました。以上です。(樋口会長)

ありがとうございました。ちょっとだけエビデンスの話をしたいと思いますが、2020年に行われた国の大きな実態調査の中に、そういう犯罪についての割合が出ていると思います。たしか高いです。それから、厚労科研のギャンブル依存の方々202名に対する実態調査の中にも既に犯罪の割合が出ていまして、非常に高い。それから、GAのメンバーの方々に対しても実際調査を行っていて、それはもう既に報告書として公表されていますが非常に高いということなので、エビデンスとしてはありますけれども、それを入れるかどうかについては、委員の先生方からご意見を頂ければと思います。松岡委員、どうぞ。

(松岡副会長)

松岡から、犯罪の点については、資料2の7ページの「ギャンブル依存症に関連する諸問題」の「エ 犯罪」のところで「賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪を犯す場合があります」と書いてあるので、これぐらいの記載で一応書いてあるのかなというところはあります。「犯す場合があります」というのを「犯すおそれがあります」とか、そういう話でもいいのかもしれないですが、それぐらいかなと思います。

あと、ポータルサイトの件は、確かに我々も、弁護士会でいろいろやるときや弁護士会のホームページにいろいろ書いて広報してもなかなか見ていただけないとか、そういうこ

とがあります。ここでこういう話をすると事務局はまた仕事を増やすのかと思われるかも しれませんが、神奈川県としてはこんなことをやっていますという話の中で、ポータルサ イトの中にはギャンブルの自助団体も全部入っていますみたいな形で1ページぐらいのコ ラムをつくっていただけたら、私の個人的な案ですけれども、この計画案の中でいけるの かなという気はちょっとしています。

ちょっとまた別の観点というか、前回の協議会から今回までの間、この案をつくるに当たって、私と樋口会長のほうで最終的な案を見させていただいてというので一任いただいたと思うのですが、そこで1点だけ、前回のところで皆さんに説明しておきたいことがありますのでお伝えしておきます。前回、ギャンブル依存症の協議会の中で、保佐の制度を入れたほうがいいのではないかという委員の意見もございまして、それを入れるかどうかこの期間で協議したのですが、保佐人がつくと被保佐人がギャンブル依存症ではないかというレッテルづけをされても困るという意見もございまして、それはそうだなということで、資料2の75ページのウの課題、3つ目のところで、ここに「再発防止に資する司法・金融制度などの知識についても普及を進める必要がある」ということで、保佐という言葉は使わない形にさせていただきました。それでいいのではないかと私のほうで事務局とお話しさせていただいて、意見を頂いた委員の方ともお話しさせていただいて、修正させていただいています。これはご了解いただけたらと思います。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。今、松岡委員から話がございました、7ページに犯罪が2つ書かれていて、エビデンスもこれに反するわけではないので、既に書いてあるからこれでいいのではないかということ。それから、ポータルサイトの話はすごく大事なので、何とか目立つような形にすると。これは事務局も同じことをおっしゃっていましたが、1つの案としてコラムを新設したらどうかという話がありました。これも踏まえていかがでしょうか。まず、犯罪についてはよろしいでしょうか。それから、ポータルサイトのコラムはいかがでしょう。コラムに書くと当然見る人が多くなるかもしれませんが、事務局のほうでもう少しポータルサイトが目立つような形にするという案があるでしょうか。

(事務局)

先ほど松岡副会長がおっしゃったように、私としても、コラムという形かどうかはともかくとして、何か別にページを割いて計画の前のほうで触れる、しかも、ポータルサイトというのはそもそもどういう情報を提供しているものだとご説明する部分があってもいいのかなと思いました。そのあたりの、どの位置に載せるかですとか中身については、我々のほうで検討させていただければと思っております。

(樋口会長)

分かりました。それでは、すみませんがまたドラフトをつくっていただいて、それから、 先ほど朝倉委員から病院の名前はポータルサイトに入れてもいいのではないかという話で したが、一応、病院は神奈川県が指定していますよね。

(事務局)

そうです。

(樋口会長)

なので、ほかのところと少し性質が違うかもしれないので、病院の名前は残してもいい のではないかと私は個人的には思いましたが、それはいかがでしょうか。もしよろしけれ ば、その方向で進めていっていいですか。

(事務局)

樋口会長のご意見のとおりで、専門医療機関についてはその枠組みとして県で指定させていただいておりますので、ここはここで見ていただきたい部分になります。ただ、依存症ポータルサイトの中には専門医療機関だけではない医療機関も含めて載っておりますので、その他の医療機関について、のような感じでポータルサイトを案内できるように記載は工夫したいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。

(事務局)

あと補足で、先ほどの犯罪の部分は確かにご指摘のとおりで、私のチェックが甘くてすみません。7ページで具体的に横領や窃盗に触れていましたので、記載済みという形にさせていただきますが、先ほどの資料の説明の中では、パブコメの区分としてはE、その他とさせていただいておりました。闇バイトという言葉は入っておりませんが、既に計画に記載があるということで、これはむしろBの区分に修正させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでございますか。どうぞ。

(山田委員)

こんにちは。神奈川県遊技場協同組合の事務局長の山田と申します。よろしくお願いいたします。今回、変更のあった部分についてでございます。資料2の3ページの下の「ギャンブル等」とは」で始まる部分です。この2行目で、「ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸」となっているのですが、この「ぱちんこ屋」という部分が、ほかのページですと、例えば9ページは「ぱちんこ店」となっています。なので、ここだけ急にぱちんこ屋さんになってしまったという感じですので、ぱちんこ店にするのか、ぱちんこ営業に係る遊技とするのか、少し細かいところですが、そういうふうに変えられたほうがいいかなということが1点です。

それと、その後、ここで「ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸」となっているのですが、 「その他射幸行為には」の中にパチスロが入っているのです。パチスロというのは、一般 的に風適法の第4号営業の、要するにぱちんこ・パチスロなのですが、回胴式遊技機のことをパチスロというのです。なので、ここでパチスロと言ってしまうと、上のほうの「ぱちんこ屋に係る遊技」の中にぱちんこ・パチスロが入っているのでダブってしまうと思うのです。なので、ここをもう少し、ゲームセンターのスロットマシン、メダルゲームとかそういう形に変えて、上のほうでパチスロは重複して出てしまっているので、ここにパチスロを入れるのはおかしいかなと思いました。そういう意見でございます。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ぱちんこ屋のことについてはいかがでしょう。

(事務局)

まず、3ページで「ぱちんこ屋に係る遊技」と書かせていただいているのは、国のギャンブル等依存症対策基本法の第2条において、「「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう)」とあり、あくまで法律の定義を書かせていただいたということでございます。

それから、ご指摘のあったパチスロの部分ですが、その他射幸行為というのが、現時点では法律で何がそれに当たるかがはっきり書いていない中で、先ほどの国会の答弁で、ゲームですとかそういったものは入りませんという話がありました。さらに、我々のほうで今回、この部分の記載を検討するに当たって内閣官房にお聞きしたところ、パチスロというお話もあったものですから書かせていただきましたが、今の委員のお話ですと、先ほどの「ぱちんこ屋に係る遊技」の中にそもそもそれが含まれるのではないかというご指摘でございました。我々も確かにおっしゃるとおりかなとも思いますので、そのあたりをもう一度確認させていただいて、修正の必要があれば修正させていただければと思います。

(樋口会長)

分かりました。明快な回答をありがとうございます。それでは、パチスロについては内閣官房に相談していただければと思います。

ほかはいかがでございますか。よろしゅうございますか。随分丁寧に回答していただいていますし、分類をちゃんと分けてやっていただいていますので、非常に分かりやすいと思います。もし、ないようでございましたら、前に進めたいと思います。大幅な修正というわけではなかったので、事務局と松岡副会長と私とでまた相談させていただいて内容を検討させていただくということで、もしよろしければそういう形で前に進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、そのように対応させていただきます。

その他

(樋口会長)

次に、その他です。その他として皆様から何かございますか。事務局、どうぞ。 (事務局)

本日、参考資料2とさせていただいております資料について、協議会の委員であります 全国ギャンブル依存症家族の会神奈川の委員の方からご提供いただいた資料でございます。 こちらの資料につきまして、家族の会神奈川の方からご説明いただきたいと思いますので、 お時間頂ければと思います。では、安居院代理、よろしくお願いいたします。

(全国ギャンブル依存症家族の会神奈川)

こんにちは。全国ギャンブル依存症家族の会神奈川の安居院と申します。今日は、「神 奈川県が取り組むべきギャンブル依存症に関する喫緊の課題」というテーマについてお話 しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って話をさせていただきま す。

今日は、3つの課題についてお話しします。まず、①オンラインカジノが違法であることの啓発強化。②児童手当の口座変更に関する自治体の認識格差。③年末年始の相談業務や緊急対応について。この3点について、当会がご提案させていただきたいことがあります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、①のオンラインカジノが違法であることの啓発強化についてです。違法で あるにもかかわらず、無料版の広告や有名なスポーツ選手が広告塔となり、スマートフォ ン1つでできる手軽さで、24時間どこでもいつでも簡単にオンラインカジノを始めてしま います。特に若者がオンラインカジノにはまっています。ギャンブル依存症の若年化も問 題になっています。昨年、警察庁、消費者庁合同で「オンラインカジノは犯罪です!」の ポスターが5万枚つくられました。全国対象に5万枚というのは、あまり多い枚数とは言 えません。当会から要請して、増刷して送っていただきました。そこで、神奈川県オリジ ナルの啓発ポスターやチラシ等の作成を、ぜひお願いしたいと考えております。チラシや ポスター等の作成費については、少しの予算で十分に可能ではないでしょうか。依存症対 策支援の予算をそれに回していただくことができたら、有意義な使い方になるのではない でしょうか。神奈川オリジナルポスターを作成し、高校、大学、駅など若者の集まる場所 に掲示していただきたいです。作成していただければ、各所への掲示にはもちろん家族会 も協力していきます。全国の家族会メンバーたちがおのおのの地域で、駅、スーパー、コ ンビニなどの商業施設、大学など若者が集まりそうな場所に「オンラインカジノは犯罪で す!」のポスターを掲示していただくため、足を運んでお願いに回りました。快く受け取 ってもらえたところもあれば、上司からの指示がないからと断られたケースも少なくあり ません。神奈川県の主要ターミナル駅でも掲示してもらえませんでした。それでも、メン

バーたちの頑張りでかなりの場所に掲示できました。

次の②、児童手当の口座変更に関する自治体の認識格差についてお話しさせていただきます。現在の児童手当は、2歳児までが月1万5000円、3歳から小学生は月1万円、第3子以降は月1万5000円となっております。中学生は月1万円支給されています。年3回の支給なので、ギャンブル依存症の妻にとっては大事な所得源になっています。それが、夫であるギャンブラーによってギャンブルに使われてしまうという事例が、妻から当会に多く寄せられるようになりました。そこで、現在は収入の多いほうの口座に振り込まれているという規約を妻の口座に変えられないかと、メンバーが役所に同行して改善をお願いしています。その事例について、2件お話しいたします。

まずは、千葉県八千代市の例です。ギャンブル依存症の夫による児童手当の使い込みが発覚しました。夫は市外に転居したものの、住民票は移してくれません。担当窓口で、児童手当が主たる養育者である妻の手に渡らないことを相談、振込口座を夫名義から妻に変えてほしいと訴えました。担当窓口の方から、離婚前提の別居なので、住民票の異動の証明、夫直筆の受給事由消滅届と生計申立書が必要と言われました。家族会メンバーが自分の仕事を休んで同行し状況を説明したところ、夫直筆の受給事由消滅届と生計申立書の2つを提出し、児童手当の代理受理について夫の委任状を提出するという条件つきでの受給が可能になりました。ギャンブル依存症は回復できる病気です。別居して再構築していく夫婦もいます。家族の絆を壊したいのでしょうか。離婚前提と決めつけられたことに違和感を覚えたケースです。家族は一緒にいなくてはならぬという体裁にこだわった日本の社会制度が依存症者を苦しめているのではないでしょうか。

次は、修正版をご覧いただけますでしょうか。カラーのほうになります。 2 例目は、福岡県福岡市の事例です。ギャンブル依存症の夫の、児童手当の使い込みが止まりません。区役所の子育て支援課に相談しました。その際、全国ギャンブル依存症家族の会福岡によるギャンブル依存症という病気の説明と、自助グループの特徴を説明しました。家族会は自助グループでもあります。そして、そこから民間支援団体の伴走型支援へとつながっていきます。同じく修正版の 2 枚目をご覧ください。家族会からの提案は、N P O 法人全国ギャンブル依存症家族の会正会員証明書、全国ギャンブル依存症家族の会福岡の意見書、妻の申立書の提出です。さらに、区役所側からは、直近3か月の生活費収支が分かる通帳の写しを提出するよう言われました。そして、協議の結果、当事者抜きで、家族側の証明だけで変更することができました。行政がギャンブル依存症を理解し、それぞれの相談者のケースをヒアリングして、寄り添い、適切に応じたよい事例だと思います。

次は、元の資料にお戻りください。児童手当受給者変更(夫から妻へ)の壁。児童手当でギャン妻は困っています。ギャン妻とは、ギャンブル依存症の夫を持つ妻のことです。 このように、振込口座変更にはいろいろな壁があることが分かりました。①収入の高いほうに振り込まれる、②ギャンブル依存症の診断書があっても却下される、③離婚を要求さ れる、④当事者(夫)の同意書を求められるなど、数々の問題が出てきました。しかし、ここで注目したいのは、⑤の自治体によってその運用が違ってくるという例です。事例にあったように、ギャンブル依存症者の妻である証明として家族会からの意見書を提出したり、家庭の生計状態を明確に提示したり、いろいろな証明を加えることで、規約以外の方法で振込先変更が可能になりました。神奈川県からの見解を示していただければと思います。ギャンブル依存症に児童手当を使われてしまっている妻からの申出があったとき、どのような条件が整えば変更してくださるのでしょうか。何度も足を運んだが、結局却下されてしまう。どうぞ、規約だからという言葉で片づけないでください。その人その人の事情をよく聞いていただいて、善処していただきたく思います。

③年末年始の相談業務や緊急対応について。ふだんはお金がなくても何とか生きているギャンブル依存症者でも、絆を深め合う行事の多い年末年始は精神的に弱くなり、手持ちのお金が8円しかない、40円しかないとせっぱ詰まった相談が寄せられます。ギャンブラーにお金を貸していた友人や知人からは、返済を迫る連絡が当事者にも家族にも来ます。当事者は最後の助けを家族に求め、脅したり、泣きついたりしてくるのです。そんな精神状態では、闇バイトなど犯罪に手を出してしまう、あるいは死という思考にもなっています。ギャンブル依存症者からは、孤独で死にたくなるという心の叫びを聞きます。実際、5年前の1月2日には2人のギャンブラーの訃報が入りました。ギャンブル依存症は、死に直結してしまう恐ろしい病気なのです。家族会と考える会は、365日、年末年始も休みなくその相談を受け、対応に奔走しています。しかし、その件数の多さ、相談内容の複雑化、当事者の悪化度合いが年々半端なくなり、限界に来ていると実感しています。年末年始の対応を続ける民間団体へのサポート体制を、今日ここにいらっしゃる皆さんにぜひ考えていただきたいと思います。

ギャンブルの問題で死ぬな、生きろ、共に乗り切ろう。公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会が今、力を入れているのは、ギャンブル依存症から回復し続けている当事者支援部の活動です。年末年始に連日ミーティングを開催し、一人でも多くの依存症者を助けようと活動してくれました。回復するため努力し続けている当事者だからこそ、ギャンブラーの生きづらさを受け止めることができるのです。当事者は当事者にしか救えないのです。当事者支援部の活動は、依存症者の家族の希望であり誇りです。

最後になりましたが、ここでもう一度、NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会と、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の話をします。お手元に、別にお配りしております資料をご覧いただければと思います。封筒のほうが公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会です。クリアファイルのほうがNPO法人全国ギャンブル依存症家族の会の資料となっております。家族の会は、ギャンブル依存症者を家族に持つ家族の集まりです。メンバー同士のピアサポート、情報提供をしております。また、自助グループ、ギャマノンの受皿や橋渡し、地域の拠点づくりをしています。クリアファイルのほうです。

次は、封筒のほうの考える会の説明をさせていただきます。公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の主な活動は相談業務ですが、啓発活動、政策提言、予防教育、連携づくり、また、先ほども話に出ましたけれども、当事者支援にも力を入れております。考える会のシンボルマークはスノードロップという花です。花言葉は「希望を叶える」です。私たちの団体も、ギャンブル依存症に苦しむ方々、ギャンブル依存症による社会の様々な問題に希望をお届けできるものでありたいと願っております。また、家族会と考える会は別団体ですが、連携して活動しております。

全国ギャンブル依存症家族の会神奈川は、毎月第3日曜日午後より開催しております。 人を助けることにベクトルを向けてピアサポートをしています。また、全国のメンバーがパワーポイントを使って行う体験談を聞いて、ギャンブル依存症の正しい知識と対応を学んでいます。また、新しくつながってきた方の聞き取りをして、家族会のグループLINEにつなぎます。困り事をグループLINEに上げてもらい、メンバーで共有して解決策を模索します。皆さんにもぜひお越しいただいて、メンバーの話に耳を傾けていただきたいと思います。

最後になります。今日は、このようなお時間を取っていただいてありがとうございました。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいまのご発表について、ご意見やご質問はございますか。 どうぞ。

(近藤委員)

K-GAPの近藤と申します。お話を聞いていて、考える会と家族の会の方のすばらしい活動が熱意とともに伝わってくることを感じました。年末年始のことに関して、例えば私たち、かわさきギャンブラーズアディクションポートでは、365日センターを開けさせていただいて、お節料理やお餅をいっぱい用意してみんなで集まっています。神奈川県は日本で最初にギャンブル依存の民間施設ができたところで、相談機関としては沖縄の西村先生がされていたリカバリーサポート・ネットワークが一番最初だと思うのですが、ヌジュミさんもありますし、私どものK-GAP、横浜のブルースターとかホープヒルさんとか、ギャンブル依存の施設も神奈川県は日本で一番多いと思うのです。家族の会神奈川さんで当事者施設に力を入れているのはよく分かるのですが、例えば、年末年始に地域連携ということで、神奈川県の施設の中での夜間とか年末年始の案件や救急に関して連携した事例とか、そういうものがあったら教えていただきたいと思いました。

(全国ギャンブル依存症家族の会神奈川)

ご質問ありがとうございます。神奈川県では年末年始の事例はないですが、私が関わったほかの県だと、1月2日に突然失踪していたギャンブラーから連絡があって、家族にお金の無心をしてくるとか、その対応をどうしようとか、あと、ギャンブル依存症者が感染

症になってしまって、これ以上できないからどうしようということを12月31日に家族に言ってきた事例がありました。考える会の田中が1月1日、皆さんが一番のんびりしている時間だと思いますが、そのときに、回復施設に行くなら助けるよということで、ギャンブル依存症者の息子さんとやり取りして、お医者さんに行って結局、1、2、3日は何とかおうちで過ごしたのですが、お金もないですよね。なので、1000円ずつ田中がスマホ決済のお金を渡して、それで何とか水分や食べ物を得て、1月4日に施設につながったという例があります。年末年始は、ギャンブル依存症者はどうしようというのが本当に多いなと、今回つくづく思いました。やはり不安になりますよね。40円とか8円とかさっき出ていましたが、思考がゆがんでいるので、どうしても優先順位がギャンブルをすることになってしまうのです。なので、年末年始は本当に忙しく、今回、事例をまとめようかなという話も出ておりますので、そのように対応しています。お返事としてはこれでよろしいでしょうか。

(近藤委員)

横浜の施設も川崎の施設も365日対応していますので、何かあったときは連携をよろしくお願いします。

(全国ギャンブル依存症家族の会神奈川)

よろしくお願いします。

(樋口会長)

お願いします。ほかはいかがですか。ほかに意見がないようでしたら先に移ります。 (事務局)

すみません、事務局から、今回の課題で頂いた点を少し簡単にご説明させていただきます。まず、オンラインカジノが違法であることの啓発強化に関しましては、今回の計画案の中で、資料2の6ページになりますが、コラムとしてオンラインカジノについて触れさせていただいています。あとは、具体的な施策として先ほどのご説明の中でも触れていたと思いますが、45ページのところで「インターネットを利用したギャンブル等に関する啓発」ということで、啓発に取り組むことを入れさせていただいております。神奈川県オリジナルポスターの作成というご提案でございますが、ポスターの作成という方法に限定することなく、県としてもこうした部分の啓発は今回の計画案の中にも盛り込んでおりますので、取組をしっかり進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の児童手当の問題ですが、この点は以前から考える会や家族会の皆様からも、こうした問題があるということでお話を伺っているところでございます。私どものほうで児童福祉を所管する所属にもこうしたお話を申し伝えておりますが、また改めてお話しさせていただければと思います。ただ、児童手当につきましては、いわゆる国の法定受託事務で、それを市町村がやっているということで、県が何か指導したりという立場にはないと伺っております。ですので、ご提案の内容の通達というのは難しい部分があろ

うかと思いますが、所管部署にはこういうお申出があったことをお伝えするとともに、今回の計画案の中で、これは自殺対策と同じところが所管していることが多いと思いますが、この問題に限らず、市町村の自殺や依存症を担当されている主管課長さんとの会議における連携という施策を入れております。この会議には県内の市町村が集まりますので、そういった中で、こうした問題も提起されている、課題がありますということは共有させていただいて、市町村の依存症の担当から児童手当の担当にもこうした課題があることを伝えていただくのと、お話の中でも、そもそもギャンブル等依存症についてのご理解が児童手当の主管課で進んでいないというご指摘もございましたので、そういった場でもそういうお話をさせていただいて、ギャンブル等依存症についてのご理解を市町村においても進めていただくとともに、こうした問題があることを共有していただくようにしたいと考えております。

それから、年末年始の対応ということで、こうしたご対応をしていただいていて、行政としても大変ありがたく思っております。先ほど、死にたいみたいな話も出てくるということもございましたが、ギャンブル等依存、依存症ということに限定はしていませんが、県ではそういったご相談を受け止めるこころの電話相談というものを以前から設けていて、一昨年の秋から24時間化しております。さらに、年末年始もご対応することにさせていただきました。お電話が多く、なかなかつながらないでお待たせしてしまうこともありますが、一応そういった窓口も設けているということをご承知おきいただいて、場合によってはそういったところも何かの機会にご案内いただければと思います。また今後ともそういった相談体制についてはしっかり充実を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

(桶口会長)

ありがとうございました。よろしゅうございますか。オンラインカジノは本当に爆発的に増えていて、我々の臨床でもオンラインカジノの患者さんが急速に増えてきています。 先ほどご指摘があったような、借金が多いとか、若年者が多いとか、早く依存症になっていくとか、いろいろな問題があって、ただ、まだ始まったばかりで、対策に関するエビデンスみたいなものがあまりないのです。なので、啓発というのは、まずできることとしてとても大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、3年後の計画案ですが、この中にもう少し具体的にオンラインギャンブルの対策について盛り込んでいけるようにいろいろな情報を集めて、我々もそれに対していろいろと貢献しなければいけないですね。例えば、どういうものが予防対策で効果があるのかについても実証的な研究をしていかなければいけないでしょうし、情報を集めていかなければいけないだろうと思いますが、それをぜひ期待したいと思います。どうぞ。

(全国ギャンブル依存症家族の会神奈川)

先ほどの、24時間こころの電話相談をしていらっしゃるという件で、相談はギャンブル

の問題だけではないと思います。ただ、ギャンブル依存症というのは皆さんもご承知のように正しい対応をしないと死に直結してしまう病気だと思いますが、対応なさっている方はそういう知識はおありなのでしょうか。また、お電話がかかってきたとき、こういうふうにしてこういうふうになったという事例などがもしあったら教えていただきたいです。 (事務局)

精神保健福祉センター相談課の石井と申します。お世話になっております。この電話相談の相談者につきましては、もちろん精神保健福祉士や公認心理師の資格を持った方が対応されています。ただ、ギャンブル依存症についてものすごく専門かというとそこまではあれですが、当然、依存症の相談も含めた相談が入ることは想定して対応してもらっていますので、内容に応じて、場合によっては少し積極的なアプローチをする場合もありますし、話を聞いて後日ということもあります。そのあたりは、今の話を伺って、また相談があるかもしれないということで、今後、相談員の方にも研修とか、そういったところで伝えていきたいと思います。そういう状況です。

(樋口会長)

ありがとうございました。その他でほかにありますか。もしなければ、事務局から何か ございますか。お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。では、事務局から、次回の委員改選についてアナウンスをさせていただきます。今回の令和5年度第3回の協議会で、今年度の会議は全て終了ということになります。前回の会議で皆様から了解を頂きまして、その後、通知を出させていただきましたとおり、皆さんの委員としての任期が、現在、令和6年5月末までとなっております。今後、来年度の4月から5月にかけて委員改選の手続を順次取らせていただきますので、またその際は書類の提出等、ご協力いただけますと幸いでございます。また事務局主導でアナウンスをさせていただこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにございますか。オンラインの皆様も大丈夫ですか。も しないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了となります。委員の皆様、長時間にわ たりお疲れさまでした。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。 (事務局)

樋口会長、ありがとうございました。また、皆様、議事進行にご協力いただきまして、 ありがとうございました。今回の協議会にて、今年度予定しております協議会は終了とな ります。

閉会

(事務局)

閉会に当たりまして、事務局から一言ご挨拶申し上げます。

(事務局)

神奈川県保健医療部長の埋橋でございます。本日をもちまして今年度のこの協議会は最後ということで、私から一言ご挨拶させていただければと思います。

これまで3回にわたり皆様にご議論いただきまして、今、計画の案を無事に作成することができました。この協議会は、実は大変意見が多く頂ける協議会だなと私自身感じております。こういった行政の計画を私どもだけでつくってしまいますと、どうしても頭だけで考えた内容になってしまうのですが、当事者の方も含めまして、こうした様々な関係の方のご意見を頂けることが生きた計画になるかと思いますので、その点につきましても皆様のご協力に大変感謝申し上げます。

また、当然ですけれども、この計画は、これから具体的に実効性のある、効果のある内容に取り組んでいくことが大事になります。今日、様々ご意見を頂いた中でも、本当に気づかされることがたくさんございました。ポータルサイトについても朝倉先生からご指摘がありましたが、実は、次の計画の具体的な目標数値として、月平均のアクセス数6000件という数字を掲げています。また、先ほどのポスターの啓発など、なかなかすぐに一気にやることが難しいことはありますが、この協議会でのご意見を踏まえて少しずつ着実に、また、当事者、ご家族の方に寄り添いながら進めていきたいと考えております。来年度以降もどうぞご協力・ご支援、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

それでは、これで第3回の協議会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところご 出席賜りまして、誠にありがとうございました。